

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
10月3日
(火曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………

救急病院の認定(医療政策課)……………

解除予定保安林(萩市)(森林整備課)……………

道路の区域の変更(道路整備課)……………

○公告

契約の締結(環境政策課)……………

○雑報

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表……………



山口県告示第二百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	廃 止 年 月 日
牟礼歯科医院		防府市岸津一丁目七番二五号		令和五、	六、二九

山口県告示第二百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定 年 月 日
牟礼歯科医院		防府市岸津一丁目七番二五号		令和五、	六、三〇

山口県告示第二百八十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
医療法人社団宇部興産中央病院		宇部市大字西岐波七五〇		令和八、	九、三〇
独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター		大字東岐波六八五		〃	〃

山口県告示第二百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和五年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所
萩市大字明木字横瀬仏木一八〇〇の一・字仏木一八〇一の四・一一八一二の一・一一八二〇の一・一一八二二の一・一一八二二の二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、一一八二二の五、一一八二七の一・字仏木田床一一八〇二の一・一一八〇五の二・字仏木大町ノ上一八〇六の一・字仏木大町ノ上浴一一八〇八

の二(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的水源の涵養
- 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年十月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
 路線名 新南陽津和野線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 一三・七〇 最広 二一四・〇	四〇八・五	
区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	旧	最狭 一三・七〇 最広 二一四・〇	四一三・八	

道路の種類 県道
 路線名 鹿野吉賀線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 一三・七〇 最広 二一四・〇	四一三・八	

周南市大字鹿野上字市頭三二九八の二地先から同市同大字大浴三四〇八の三地先まで

新	旧
最狭 四二・七	最狭 二一〇・八
最広 二〇九・三	最広 二一一・八



(二八九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年十月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県環境保健センター 山口市朝田五三五番地
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
モニタリングポスト 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年七月二十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機株式会社 川崎市川崎区田辺新田一番一号
- 六 落札金額
二千九百四万円
- 七 入札公告日
令和五年六月十六日
- 八 その他

- (一) 契約担当者
山口県環境保健センター所長 調 恒明
- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格



個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山口県条例第四十号）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二十九条の規定により、令和四年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

令和五年十月三日

山口県知事 桜 園 隆 政

1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				その他
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
開示の請求	754 (14)	258 (3)	437 (7)	2 (2)	5 (2)
開示の申出	15,249	15,249	0	0	0
合 計	16,003 (14)	15,507 (3)	437 (7)	2 (2)	5 (2)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				その他
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
総 務 部	3	1	1	0	0	1
総合企画部	12	12	0	0	0	0
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	3	2	0	0	0	1
健康福祉部	73 (3)	58 (1)	13	1	1	0
商工労働部	35	35	0	0	0	0

観光スポーツ文化部	0	0	0	0	0	0
農林水産部	2	0	1	0	0	1
土木建築部	8	3	3	0	0	2
会計管理局	0	0	0	0	0	0
計	136 (3)	111 (1)	18	1 (2)	1	5

議 会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	96 (1)	80	11 (1)	0	0	2
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	120	120	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公安委員会	14,832	14,789	40	0	0	3
警察本部長	603 (10)	207 (2)	360 (6)	1	0	35 (2)
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	216	200	8	0	0	2
合 計	16,003 (14)	15,507 (3)	437 (7)	2 (2)	5	52 (2)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密等情報(第1号)	3	0	3
未成年者情報(第2号)	3	0	3
第三者情報(第3号)	431	0	431
法人等情報(第4号)	5	0	5
犯罪捜査等情報(第5号)	140	1	141

意思形成過程情報 (第6号)	1	0	1
評価・選考等情報 (第7号)	4	0	4
行政運営情報 (第8号)	271	0	271
協力・信頼関係情報 (第9号)	6	0	6
合議制機関等情報 (第10号)	1	0	1
合 計	865	1	866

備考

- 1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。
- 2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況
個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況			そ の 他
	訂 正	非 訂 正	未 処 理	
3	1	2	0	0

- 3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況
個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況			そ の 他
	利用停止	非利用停止	未 処 理	
0	0	0	0	0

- 4 不服申立ての件数及び処理状況
不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決				取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	
22 (14)	0	0 (2)	0 (2)	0	22 (10)

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。